

議案第 17 号

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

保証人を設定する義務を廃止するとともに、収入を申告し、又は収入の報告に関する求めに応じることが困難な事情がある者については、これらの義務を緩和する特例措置を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市営住宅条例(平成9年羽曳野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号を削る。

第11条第2項中「保証人の連署した」を削り、同条第3項を削る。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、公営住宅の入居者(認知症である者、知的障害者その他の規則で定める者に該当する入居者に限る。次条第2項及び第31条第2項において同じ。)が第20条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に定める方法により、法施行規則第9条に規定する方法(次条第2項及び第31条第2項において「閲覧請求等の方法」という。)により把握した当該入居者の収入に応じ、近傍同種の住宅の家賃以下で算出した額とすることができる。

第17条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、改良住宅の入居者が第20条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅の毎月の家賃を、毎年度、閲覧請求等の方法により把握した当該入居者の収入に基づき、限度額以下で令第2条の規定による家賃の算定方法の例により算出した額とすることができる。

第29条第1項中「第5条第1項第1号」の次に「(第7条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「ウ(第7条第2項において準用する場合を含む。)」を「ウ」に改める。

第31条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ、閲覧

請求等の方法により把握した当該入居者の収入の額が第5条第1項第1号(第7条第2項において準用する場合を含む。)ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超える場合において第20条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第16条第2項及び第17条第2項の規定並びに前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

- (1) 公営住宅 当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額
- (2) 改良住宅等 当該入居者の収入に応じ、限度額の1.8倍に相当する額以下で市長が定める額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

羽曳野市営住宅条例 新旧対照表

新	旧
<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける者にあつては第2号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第6条～第10条 省略 (入居の承認及び手続)</p> <p>第11条 1 省略</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、市長の指定する期日までに請書に、第22条第1項に規定する敷金を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>第12条～第15条 省略 (公営住宅の家賃の決定)</p> <p>第16条 1 省略</p> <p>2 <u>市長は、公営住宅の入居者(認知症である者、知的障害者その他の規則で定める者に該当する入居者に限る。次条第2項及び第31条第2項において同じ。)</u>が第20条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、<u>前項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条に定める方法により、法施行規則第9条に規定する方法(次条第2項及び第31条第2項において「閲覧請求等の方法」という。)</u>により把握した当該入居者の収入に応じ、<u>近傍同種の住宅の家賃以下で算出した額とすることができる。</u></p> <p>3 省略 (改良住宅の家賃の決定)</p> <p>第17条 1 省略</p> <p>2 <u>市長は、改良住宅の入居者が第20条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情に</u></p>	<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける者にあつては第2号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 市長の適当と認める保証人がある者であること。</u></p> <p>2 省略</p> <p>第6条～第10条 省略 (入居の承認及び手続)</p> <p>第11条 1 省略</p> <p>2 前項の承認を受けた者は、市長の指定する期日までに<u>保証人の連署した</u>請書に、第22条第1項に規定する敷金を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項に規定する請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>第12条～第15条 省略 (公営住宅の家賃の決定)</p> <p>第16条 1 省略</p> <p>2 省略 (改良住宅の家賃の決定)</p> <p>第17条 1 省略</p>

あると認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、当該入居者の改良住宅の毎月の家賃を、毎年度、閲覧請求等の方法により把握した当該入居者の収入に基づき、限度額以下で令第2条の規定による家賃の算定方法の例により算出した額とすることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の家賃の算定について準用する。

第18条～第28条 省略

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第20条第3項の規定により認定された市営住宅の入居者の収入の額が第5条第1項第1号(第7条第2項において準用する場合を含む。)ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 省略

第30条 省略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 1 省略

2 市長は、市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ、閲覧請求等の方法により把握した当該入居者の収入の額が第5条第1項第1号(第7条第2項において準用する場合を含む。)ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超える場合において第20条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第16条第2項及び第17条第2項の規定並びに前項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

(1) 公営住宅 当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額

(2) 改良住宅等 当該入居者の収入に応じ、限度額の1.8倍に相当する額以下で市長が定める額

2 前条第2項の規定は、前項の家賃の算定について準用する。

第18条～第28条 省略

(収入超過者等に関する認定)

第29条 市長は、毎年度、第20条第3項の規定により認定された市営住宅の入居者の収入の額が第5条第1項第1号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウ(第7条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2・3 省略

第30条 省略

(収入超過者に対する家賃)

第31条 1 省略

<p><u>3</u> 第 21 条及び第 23 条の規定は、<u>前 2 項</u>の家賃について準用する。 以下省略</p>	<p><u>2</u> 第 21 条及び第 23 条の規定は、<u>前項</u>の家賃について準用する。 以下省略</p>
--	---